

● 加給年金額

定額部分が支給される特別支給の老齢厚生年金の受給権者、本来の老齢厚生年金の受給権者及び障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金の受給権者が、年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上であって、その権利を取得した当時、その者によって生計を維持されていた配偶者(原則として 65 歳未満)又は子(18 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満で障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子)(障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金の受給権者は除く。つまり、障害厚生年金には子の加給年金額は加算されない)がいる場合に支給されるものです。

・ 配偶者に係る支給停止事由

- ① 配偶者自身が年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上の老齢厚生年金等を受けることができる場合
- ② 配偶者自身が障害基礎年金、障害厚生年金等を受けることができる場合

これらの場合には、「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届(配偶者加給年金額が加算されている受給権者の配偶者が老齢・退職又は障害を支給事由とする年金を受けられるようになったときの届書)」の提出が必要となります。逆に、配偶者加給年金額が支給停止されている受給権者の配偶者が老齢・退職又は障害を支給事由とする年金を受けることができなくなってしまった場合には、「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届」の提出が必要になります。

・ 配偶者又は子に係る加給年金額の加算事由

- ③ 65 歳に到達した後又は特別支給(定額部分)の老齢厚生(退職共済)年金の受給権を取得(定額部分支給開始年齢到達)後に婚姻した配偶者又は子があり、かつ老齢厚生年金の受給権の取得後はじめてその額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として 240 以上となった場合で、その後の「在職定時改定時」又は「退職改定時」において生計を維持する上記の配偶者又は子がいる時。
- ④ 特別支給(報酬比例部分)の老齢厚生(退職共済)年金の受給権者(昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた男子(第 2 号から第 4 号厚生年金保険被保険者(つまり国家公務員及び地方公務員共済組合の組合員並びに私学共済の加入者の女子も含む)及び昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた女子(つまり民間被用者の女子)に限ります)が、特例支給(「長期加入者及び障害者の特例」)のことで、これら特例に該当することで、「報酬比例部分」に加えて「定額部分」の支給を受けることができるようになる)を受けることができることとなった時

これらの場合には、「老齢・障害給付加給年金額加算開始事由該当届」の提出が必要となります。

ただし、現行では、①②のいずれについてもその全額が支給停止されている場合には、加給年金額は支給停止されないとされています。なお、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴い公布(令和3年8月6日)された『[「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令\(「整備等政令」と言います\)」の公布について\(通知\)](#)』(厚生労働省ホームページより引用)により、[厚生年金保険法施行令\(いわゆる政令\)第3条の7](#)が改正され、障害基礎年金、障害厚生年金等の障害を支給事由とする給付(つまり②)であってその全額につき支給停止されているものを除き、つまり①については、その全額が支給停止されているも、支給停止は解除されないこととなる予定です。その理由が、「整備等政令」第二の6加給年金の支給停止ルールの改善に規定されており、そのまま(一部文言は削除)転記すると下記の通りとなります。

○ 加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る)等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されるが、当該配偶者に対する老齢厚生年金等の全額が支給停止となっている場合には、この支給停止が解除されることとなっている。

○ 配偶者の老齢厚生年金等が一部でも支給されている場合には加給年金が支給されない一方で、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止となっている場合には加給年金が支給されるといった不合理が生じていることを踏まえ、[配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することとする。](#)

しかし、「整備等政令」第二の6加給年金の支給停止ルールの改善に対しては、[『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案\(概要\)』](#)(厚生労働省ホームページより引用)1.制定趣旨(1)加給年金の支給停止規定の見直しに伴う経過措置が規定されています。そのまま(一部文言は削除)転記すると下記の通りとなります。

○ 「整備等政令」附則第5条の規定において、その施行の日(令和4年4月1日)の前日において加給年金額が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者であって、
・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(「改正法」という)により、60歳前半半の在職老齢年金の支給停止調整開始額が引上げられた(28万円→47万円)こと※

又は

・整備等政令により、老厚又は障厚の受給権者の配偶者が老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る)等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても

加給年金額に相当する部分の支給を停止することとしたこと
により、

施行日以降の加給年金額が支給停止となるものについて、加給年金額の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられた。

ただし、当該経過措置については、整備等政令において、下記①②③のうち、いずれかの事象が発生した場合には、当該経過措置が終了し、配偶者に係る加給年金額は支給停止することとされています。

- ① 配偶者に係る加給年金額が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金が全額支給停止となったとき
- ② 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、施行日の前日において基本手当(雇用保険法)の受給により全額支給停止されている場合であって、施行日以後にその支給停止が解除されたとき
- ③ 加給年金の加算対象となっている配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が、他年金選択により全額支給停止となったとき

とされており、いずれにも該当しない場合は、当該経過措置が継続し、加給年金額は支給停止されないことになります。

また、前後しますが、当該経過措置の対象者は、
・施行日の前日(令和4年3月31日)時点において加給年金額が加算されている受給権者であって、
・加給年金額の加算対象となっている配偶者が老齢又は退職を支給事由とする給付の支給を受けることができ、かつ、当該給付がその全額につき支給を停止されていることにより、加給年金額が支給されている者
とされています。

※ これは、

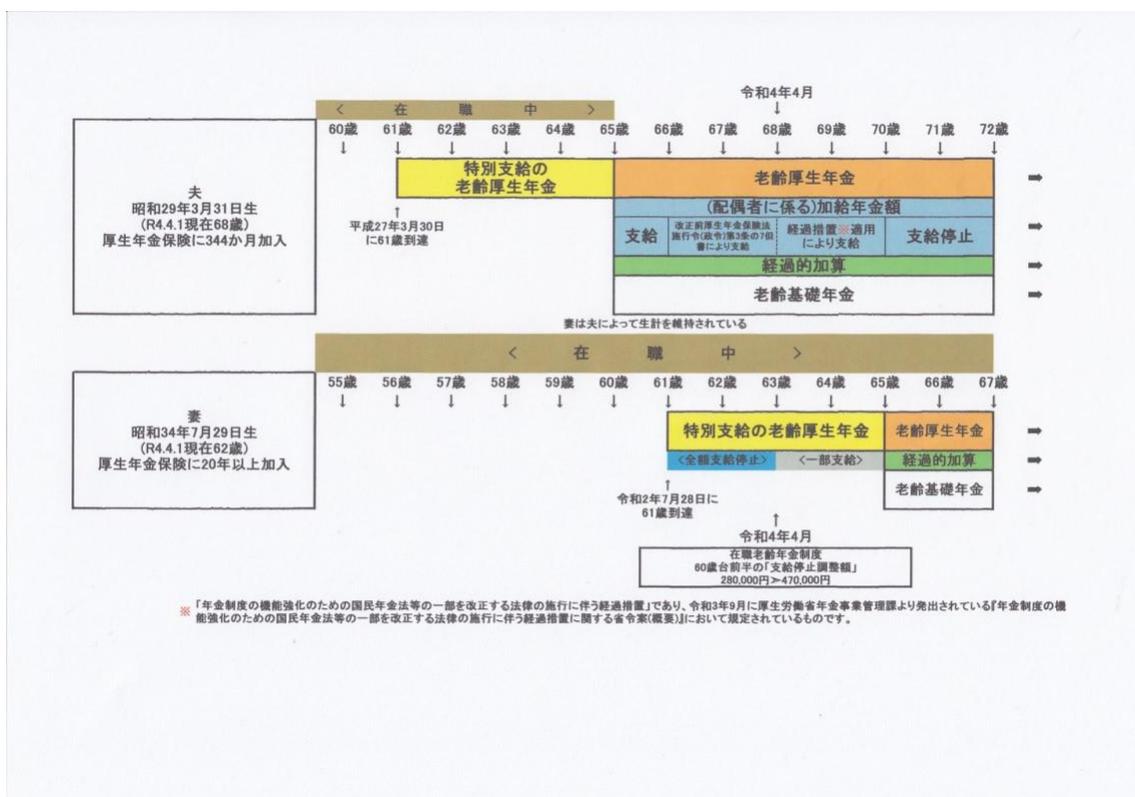
令和3年8月6日に発出された『「整備等政令」の公布について(通知)』にある「6 加給年金の支給停止ルールの改善」の施行日である令和4年4月1日前では、加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る)等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されますが、当該配偶者に対する老齢厚生年金等の全額が支給停止となっている場合(下記図表にある事例で示したように、60歳前半の在職老齢年金制度の適用により、当該配偶者の特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止となっている場合が該当する)には、この支給停止が解除されることになっています。しかし、同施行日である令和4年4月1日以後では、「整備等政令」上は支給停

止になるとされています。ただ、「加給年金の支給停止規定の見直しに伴う経過措置」により、当該支給停止は解除されて、当該経過措置が終了するまでは、加給年金額の支給は継続されることになっています。令和4年4月1日が施行日となる60歳台前半の在職老齢年金制度における「支給停止基準額」の28万円から47万円への引き上げにより、当該配偶者の特別支給の老齢厚生年金が、従前では全額支給停止となっていたものが、同日以後はその一部が支給される当該事例の場合は当該経過措置の終了事由に当てはまらないことから、令和4年4月1日以後も引き続き、加給年金額は支給停止にならないことを意味しているものと解釈できます。

本件解釈については、[『「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について\(令和3年8月6日付厚生労働省年金局発出\)」に対して寄せられた御意見について』](#)(厚生労働省ホームページより引用)とする資料にも同様なケース(No.11)が掲出されています。ご参照下さい。

(参考条文)

- ・ 厚生年金保険法 第44条第1項(加給年金額)
- ・ 同法 第46条第6項(支給停止)
- ・ 厚生年金保険法施行令第3条の7(同法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)



(PDF は [こちら](#) から)